

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年7月14日(木) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☐ 欠席☒

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 川脇 幸子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 岡野 保雄 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 驛重 寛和 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 山中 浩徳 出席☒ 欠席☐

書記 松本 尚樹 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第5号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について(一部変更)

報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一成

署名委員 重政 陽

署名委員 永田 洋一

議長 ただ今から、令和4年第7回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に重森委員と永田委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第3号 現況証明について』

『議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

『議案第5号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について（一部変更）』

『報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について』

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号4をご覧ください。申請地は、役場より南400mに位置する第三種農地です。位置は3条-1で示しています。

本案件については、4月の総会にて住宅に付属する農地として認定されたものです。譲受人は、隣接する住宅と一緒に申請地を取得する予定で売買契約書の写しにて確認をしております。

利用計画について、自家消費を目的として季節野菜や果樹を栽培するということで申請されています。以上です

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、4月にですね、住宅付属農地指定申請が既に済んでおりますので、別に問題はありません。

南委員 はい、私も住宅に付属する農地として、問題はないと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

それでは「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号6と7を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南東600mに位置する第三種農地です。位置は5条-1で示しています。

転用目的については、使用貸借で自己用住宅の建築です。譲受人は、区画整理地で生活環境が良く、親族所有地であることから土地取得費用がかからないため申請地を選択したとのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、中央南の桜橋の近くで、別に問題はありません。

南委員 私も問題ないと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第2号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号8と9を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南東2.3kmに位置する第三種農地です。位置は5条-2で示しています。転用目的については、所有権移転で農業用倉庫及び作業場です。譲受人は、申請地周辺に農地を所有しており、自宅からも近い申請地に倉庫と作業場を設置するため申請があったものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

重森委員 特に問題はありません。

議長 事務局は、驛重さんの方から何かありませんか。

事務局 事前に協議はさせていただいております。特に問題はないとおっしゃってありました。

議長 わかりました。これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号2を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号2番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第2号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号10と11を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北東600mに位置する第三種農地です。位置は5条-3で示しています。転用目的については、所有権移転で宅地分譲です。譲受人は、交通の便が良く、上下水道も完備されており宅地として需要が高いことから申請地を選定したとのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 申請地は、隣接地全て宅地に囲まれて、反対側は●ということで、保全管理地でありますけども、独立した農地なので、周りに影響もなく、転用については問題ありません。

永田委員 別に問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号3を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号3番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第2号4番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号12と13を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南東600mに位置する第三種農地です。位置は5条-4で示しています。転用目的については、所有権移転で事業用駐車場です。譲受人は、今年の6月に事務所移転を行いました。敷地が狭く駐車場を拡張する必要性が生じたため、申請があったものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、●にありました●がですね、今までありました●の方に事務所を変えたということで、駐車場が狭かったため、駐車場として使うということですので、別に支障はありません。

南委員 私も問題ないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号4を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号4番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第2号5番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号14と15を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南東3.1kmに位置する第三種農地です。位置は5条-5で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

重森委員 特にありません。

事務局 驛重さんの方からは、周りも太陽光発電が進んでいるエリアになるので、特に問題とのことでした。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号5を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号5番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第2号6番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号16と17を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南

南東 3.6kmに位置する第三種農地です。位置は5条ー6で示しています。

転用目的については、所有権移転で資材置場です。譲受人は、不動産売買及びリフォーム工事を行う法人で、田布施町周辺で受注件数が増えてきたことにより、リフォーム工事用資材置場が必要となったため申請があったものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

重森委員 はい。事務局に聞くんですが、これ進入路はどういうふうになるんですか。

事務局 進入路については、西側は狭いため、東側からのみです。

重森委員 今、田布施町が近くで工事をやってますよね。

事務局 はい、申請地辺りを下水道の関係の工事を行っていますが、申請地の転用について影響がないことを確認しています。

重森委員 これ、自治会とは協議してるんですかね。

事務局 そこは聞いていないです。

重森委員 前の道路を少し狭いのが気になります。

事務局 確かに前の道路は2m幅程度です。自治会との協議については、太陽光発電設備と違って、自治会への説明が許可条件に必須ではありませんので自治会への説明は求めていませんでした。

議長 はい、重森委員、要するにそこらへんの問題が膨れてきたらどうするかということですよ。

重森委員 そうです。

議長 どうでしょうか。一応、地元の自治会というより隣接者の●さんや△さんの方は、どうかということですよ。あの前を通っていきますからね。

事務局 許可条件ではないことと通行を制限できないこと及び道路を壊した者が明らかな場合は当然に壊した者が修繕するという認識から、そこまでは事

務局から申請者に対して聞いてはおりませんでした。許可するにあたって、施工する前には必ず、地元自治会と、この隣接する●さんと△さんの家の前を通るので、許可条件というよりかは、農業委員会としての助言という形で、自治会長及び●さんと△さんの方には、しっかり話をした上で、施工するよう助言した上での許可発行にするのが良いのではないかと考えられますね。

議長 驛重さん、この件について、ご意見ございますか。

驛重委員 はい、道が狭いってことですよね。私も現場を見たんですけども、狭いように思っていました。

事務局 この道路がですね、建設課が管理している公衆用道路で所謂、赤線になります。地元の方が道が壊れるのが怖いという話もあると思いますので、事前に当該道路の写真を提出するよう依頼し、それから施工後、道を利用し始めてから、明らかに割れたってことであれば、ここの補修っていうのは、建設課の方から指導が出来ると思います。そのあたりも含めて、施工前の当該道路の写真の提出を求め、建設課と情報共有をして当該道路の管理については体制は整えておきます。当然に、申請者については事前の地元への事業説明と道路管理について助言をします。

議長 はい、事務局よりこのような回答がありました。そういう条件付きという形でいいと思いますが、その他皆様の方から質疑がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。ちょっと難しい案件ではありますが、建設課の方も農業委員会の方も、十分調整してですね、今後この道路の状態管理をチェックするという形で、許可しようと思いますが、いかがでしょうか。

山城委員 この道路に関してお聞きしたいんですけども、今赤線ということをやちょっとお聞きしましたが、ここの路盤の強度っていうのはどういうふうな状況になっているんですか。例えば、こういう重量物が通るっていうことに耐えられる道路なのかどうかっていうことが懸念されると思うんですが。

事務局 強度については、確実なことは言えませんが交通量の多い大きな道路

ではありませんので、一般車両の通行に耐える程度の道路ではあると思います。
また、重量や幅の規制のある道路ではありませんので、通行を規制できるもの
がありません。

そのため、通行量は増えることで道路の老朽化が進み、割れたりすることは他の
の道路と同様に考えられると思います。

よって、明らかに当該道路を通る車両で今回で言えば、現住民の方と申請者
しか考えられないので、利用開始後にすぐに壊れるようなことがあれば担当課
から話しに行って、修繕について協議するというのが一般的かなと思います。

小坂委員 あの、いいですか。これ、横に水路あるんですよ。水路の大きさは？

事務局 水路の大きさは、幅2メートル程度です。

小坂委員 車も落ちるような大きな水路ですね、分かりました。

山城委員 すみません。さっきの続きなんですけど、あの、路肩の、法面の傾斜があるくらいのもということですよね。極端に言うと、法面にかかって走るとい
う状況になるのかなというふうに懸念したんですけれども。

重森委員 水路は三面張りですからね。水路の端までアスファルトが張られています。

山城委員 そこの高さが、道路の面ということですかね。

重森委員 脱輪したら落ちるくらいのですかね。

小坂委員 これ、作ったの古いんでしょ？それなら、強度はかなり弱くなっていると
思います。

塩田委員 ですから、2t車といっても、実際は資材を運ぶわけだから、重さは4t
とか5tになるわけですから。難しいと思います。

小坂委員 それであれば、道だけじゃなくて、水路の写真も一緒に撮った方が
いいかもしれませんね。ヒビとか入っちゃうところは、おそらく今言う車重があれば、
どんどんヒビが大きくなるでしょうから。

今井委員 これ、道路と、この資材置場との、用地の段差っていうのはあるの。

事務局 数十 cm くらいはあります。

今井委員 この資材置場までの、進入路はともかく、資材置場に來たらこの資材置場を埋め立てて、道路に使用することは考えとるんかなと思って。

事務局 おそらく、今道路の端っこと段差があるので、そこは土等で擦り付けて、使うようになるのではないかと思います。

今井委員 資材置場に至るまでの道路は問題がありますけども、資材置場に入ったところからは、自分のとこの用地を道路として、使用することになるので、すね。資材置場に至るまでの道路は2メートルしかないから、そこが問題ですよ。いわゆる●さんとか△さんの辺りの前の道路ですよ。

議長 はい、あの、皆さん同じ懸念をされていると思いますので、今ありましたように利用前の現地状況の写真の提出を求め、道路だけでなく水路の方もよく現状を確認して、将来道路なり水路が破損すれば、その業者の方で修理してもらうよう担当課より指導するというので、許可しようと思いますが、よろしいでしょうか。議案第2号6を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第2号6番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第2号7番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号18と19を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北500mに位置する第三種農地です。位置は5条ー7で示しています。

転用目的については、所有権移転で宅地分譲です。譲受人は、駅に近い上、学校も近くにある割に閑静であり宅地分譲に適していると判断したことから申請地を選定したとのこと。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら

お願いします。

山本委員 申請地は両サイドが宅地になっていて、背後地も山林なので、保全管理地で転用することに関して問題ありません。

永田委員 別に問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号7を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号7番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第3号 現況証明について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号20をご覧ください。申請地は、役場より南西2.2kmに位置する第二種農地です。位置は現況－1で示しています。

事務局で現地を確認しましたが、申請地については、隣接する宅地と一体で利用されていました。一体利用と申しましても、実質、宅地利用されている場所のほんの一部で3㎡程度です。この申請地3㎡については、従前の200㎡ほどの農地から宅地と一体利用されている箇所のみ分筆をして今回新しくできたものです。

今回、申請地が宅地の一部として利用されていたことが判明した経緯でありましたが、県道の用地買収に係る境界確認をしたことから明かになったようです。

このようなことはよくある話で、昭和の時代に家を建築したケースなどで、昔より向上した現在の測量技術により境界点を復元した場合に起こりうるものであるようです。ほとんどの場合は、問題になることなく誤差の範囲で処理されたり、示談されます。

今回がどのような経緯かは不明ですが、現況証明後に所有権移転を行い宅地

の所有者のものになるようです。

本来、増築計画などのために敷地拡張を行う場合は、5条申請で行いますが、今回のケースではそれとは異なり、規模も極めて小さく、宅地として利用されて40年以上経過していること及び宅地の所有者も申請地を故意に占有していたとは考えにくいことなどを総合的に判断して、事前に事務局と申請者との協議した後に現況証明にて申請がされたものです。

以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、別に問題はありません。

南委員 私も別に問題はないと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、議案第3号1番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

次に議案第3号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号21と22に記載しています。まず、21ページから説明します。申請地は、役場より南南東3.6kmに位置する第三種農地です。位置は現況－2(その1)で示しています。

事務局で現地を確認しましたが雑木が繁殖している状況でした。

続きまして、22ページをご覧ください。申請地は、役場より南3.5kmに位置する第二種農地です。位置は現況－2(その2)で示しています。

事務局で現地を確認しましたが竹木が繁殖している状況でした。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら

お願いします。

驛重委員 この場所は、●さんの奥まったところにあると判断されてます。状況といたしましては、ここから後ろは全部竹藪です。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。今回●さんが全部関係してますけど、処分するということなんかね。

事務局 おそらく、そうではないかと思います。

議長 特にないようですので、議案第3号2番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

議長 次に「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号24と25に記載しておりますが詳しくは25に記載しておりますので7をご覧ください。今回は新規1筆、4,540㎡となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通り。申請によれば農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしている農用地利用計画です。総会後に町の告示板で公告及びこの利用権の一覧を経済課窓口で供覧し、翌月1日から権利が有効になります。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第4号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり決定しました。

議長 次に「議案第5号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について（一部変更）」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号26から29に記載しております。

本件は、今年5月総会にて承認をいただいている案件です。5月総会後に、山口県農業会議より問題ないとの回答を受けて、山口県へ通知をしておりましたが、その後に県を通じて国より指摘があった数値などを一部変更しておりますので説明します。

変更箇所は、27ページ中段上の集積目標です。5月総会時には、令和4年度末までに31%としておりましたが、令和5年度末までに70%に変更しております。

目標数値については、以前より町内の状況を加味して農業委員会独自で設定しておりましたが、今回、国の目標数値80%、県の目標数値70%を超える数値を設定するようにとの指摘を受けたことが、数値変更の理由です。

町の現状として、ほ場整備をした農地については8～9割が担い手に集積されており、町内農地全体からみた集積率は31%と県内でも決して悪くない数値であります。しかし町内の農地については、山間部などで連反性が低かったり、様々な理由から生産性の低い農地が非常に多く、それらの農地を担い手に集積することは非常に効率が悪いので70%という目標数値を達成することは困難というよりは不可能と言わざるを得ない状況です。

以上のことを踏まえた上で、山口県農業会議及び山口県とも協議済みではありますが、国の作成指針に従い目標を作成する他ないとの結論となり、集積率31%から、70%への大幅な変更をさせていただく運びとなりました。

事務局としても、現状に沿わない目標の作成は避けたく、関係機関とも協議を重ねてまいりましたが、結果としてこのような形で総会にかけてしまう流れとなってしまったこと、お詫び申し上げます。

現段階では、以前より説明させていただいている委員の皆様の活動日数目標、及び集積目標設定の動きが、来年度以降も継続して行われるかどうかについては、見通しが立っておりません。今年度については、国の指針に沿った新たな設定目標を掲げて各活動に取り組みつつ、来年度以降の動きを見ながら、田布施町農業委員会として、今後の取り組み方を改めて決めていけるよう進めていく所存です。以上の説明を踏まえてご審議いただければと思います。その他細かい部分の変更については、お読み取りいただければと思います。以上です。

議長 今説明がありましたように、国なり県の方からの指導もありまして、一応、目標は70%だという形で調整したいと思います。これにつきまして、質疑等はありませんか。

議長 圃場整備するところについてはですね、私共西田布施もうそうなんですが、あくまでも90%、100%近く集積をするようにしております。それ以外の農地については、個人個人がやるところはなかなか、作るのも難しい、水の管理も難しいということですから、どうしてもそれはもう集積は無理ということで、70%は難しいということは思っておりますが、できる限りでやらざるを得ない状況であると思います。

このことについて、他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑等を終了します。次に、議案第5号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり決定しました。

議長 次に「報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号30をご覧ください。届出地は、役場より南西2.7kmに位置する農用地です。位置図では畑造-1で示しています。

届出内容については、窪地で雨天時には水が溜まるため、埋め立てて畑地として利用することです。埋立てについては、隣接する道路^{だか}高程度とし、土砂が流出しないよう道路と申請地の間に水路を新設するとともに、その水路にも土砂が流れ込むのを防ぐため緩衝地も1メートル程設けるとのことです。

なお、以前に自己所有の隣接農地を畑地造成しておりますが、現在は果樹などを均等に植樹しておりますので申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

岡野委員 事務局の方が説明されたとおりで、特に問題ないと思います。

小坂委員 ありません。

議長 これより、質疑等を行います。質疑等はありませんか。特になければこれは受理・承認とします。

議長 次に報告第1号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号31をご覧ください。届出地は、役場より南西1.5kmに位置する第二種です。位置図では畑造一2で示しています。

届出内容については、現在は3段になっている田を造成して1枚にして畑地として利用することです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地については、水の管理が難しいということで、畑地造成することに対して、別に問題はありません。

南委員 私も特にないと思っております。

議長 これより、質疑等を行います。質疑等はありませんか。特になければこれは受理・承認とします。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了)本日の日程は全て終了しました。令和4年第7回田布施町農業委員会総会を閉会します。